

退職手当に関する昭和二十四年政令第二六四号
附則第四項の閣議決定方について

特別調達廳職員で今次行政機構の改革に伴い退職せる者の中
行政機関職員定員法施行に伴い退職する職員に對して
支給される退職手当に関する政令（昭和二十四年政令第二六三号）
を適用される者にして昭和二十四年六月一日前において昭和二十四年度
予算實行上の要請により、行政機関職員定員法附則第三項の
規定による整理と同様の趣旨に基き整理により退職した一九五名
並びに行政機関職員定員法第三條の規定による定数を超える
職員であつて昭和二十四年九月三十日以前において昭和二十四年度予算
實行上の要請により退職する者二一八名に對して昭和二十四年

政令第二六四号附則第四項第一号及び第二号に基き退職手当
支給の特例を認められなく閣議決定を求めらる。

申請理由

一第四項第一号該當の者

特別調達廳に於いては行政機關定員法第二條に規定される
當廳の定数が内定するや、逸早く整理計画を樹立し、
四月中旬には部内各機關に對し整理方針等を通達せるところ、
各機關においては整理者を人選し早いものは四月末頃から
各人に内示し、定員法による退職手当に關する政令の公布
並に適用をみる前に事實上行政整理實施の對象となつた者が
當廳各機關を通じて一九五名に及んだ、これら退職者は行政
機關職員定員法附則第三項の規定による整理と同様の趣旨に

基く整理により退職したものであるから昭和二十四年政令第二六四号附則

第四項第一号の規定により退職手当支給の特例を認められたい。

二第四項第二号該當の者

行政機關職員定員法第三條の規定による特別調達廳の職員は
各内部部局、各地方支分部局別及び各連絡事務所別の定数は
別途協議せる通りであるが、これに對し各部、局、所における
職員の整理状況は別紙の通りにして行政機關職員定員法第二條
の規定による定員までには當廳総体としては八月一日現在にて
二十五名を餘すのみとなつたが、連絡事務所における過員中本庁
並に特別調達局に配置転換予定の四三三名を除く二四三名中から
職員定員法第三條の規定による當廳定数を超える二十五名を更に除いた

職員二十八名は職員定員法第三條の規定による定数を超える職員で
あり且つ諸般の事情により配置替不能なるため退職せしめるもので
あるから昭和二十四年政令第二六四号附則第四項第二号の規定により
退職手当支給の特例を認めらるる。

裏面白紙

120

裏面白紙

退職手当所要額調書

特別調達聴

差引予算残	所要額				豫算額	人員	金額	備考
	計	支給する分	開議定を要する分	定員法施行に伴い退職する者				
	二一五八	二一八	一九五	一七四五	一九六三		四四、八三三、〇〇〇	
	三六、六八六、〇〇〇	三、七〇六、〇〇〇	三、三二五、〇〇〇	二九、六八五、〇〇〇				
予算割分		一七、〇〇〇圓	文平均					
八、一四七、〇〇〇								